

本号で公布された条例のあらまし

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第六号）（人事課）

一 趣旨

令和三年九月九日付けの埼玉県人事委員会の人事管理に関する報告を踏まえ、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を定めるための改正

二 内容

- (一) 非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和
- (二) 任命権者に対し、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等の義務付け

三 施行期日

令和四年四月一日